



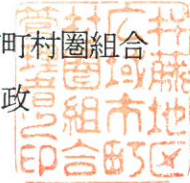
## 杵藤地区広域市町村圏組合公告第3号

杵藤地区広域市町村圏組合事務用什器等運搬業務委託について、条件付一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5及び杵藤地区広域市町村圏組合財務規則（平成18年規則第2号）第2条において準用する武雄市財務規則（平成18年武雄市規則45号）第104条の規定により次のとおり公告します。

令和元年8月2日

杵藤地区広域市町村圏組合

管理者 小松 政



### 1 業務の概要

- (1) 件名 杵藤地区広域市町村圏組合事務用什器等運搬業務委託
- (2) 業務内容 組合庁舎の移転に伴い移転先へ事務用什器等の運搬を行うもの  
仕様については、別紙「仕様書」を参照すること
- (3) 履行場所 移転元 武雄市武雄町大字昭和1番地2  
移転先 武雄市北方町大字志久1557番地1
- (4) 履行日 令和元年9月21日（土）から令和元年9月23日（月）まで
- (5) 入札期日 令和元年8月26日（月） 午前11時から
- (6) 入札保証金 当組合が準用する武雄市財務規則第106条の規定に基づく
- (7) 現場説明会 令和元年8月16日（金）から令和元年8月21日（水）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く）の期間のうち希望日の申請を受付け、協議により日時を決定し、1業者1時間以内にて実施する

### 2 入札参加に必要な条件

本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

（公告日時点において、資格要件を有するものに限る。）

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 本業務の入札参加申請日において、佐賀県及び杵藤地区広域市町村圏組合建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 佐賀県内に本店又は営業所等を有すること。
- (4) 平成29年4月1日以降に、種類及び規模をほぼ同じくする事務所移転に伴う事務用什器等運搬業務について、2件以上の実績を有する者であること。

### 3 入札の参加申込み

#### (1) 提出書類

入札参加を希望する者は、次の書類を1部提出し、入札参加資格の審査及び確認を受けなければならない。

- ① 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- ② 条件付一般競争入札参加資格要件履行実績調書（様式第2号）
- ③ 現場説明会希望日時申請書（別紙1）

#### (2) 提出期間

令和元年8月5日（月）から令和元年8月8日（木）まで。（ただし、土曜日及び日曜日、祝日を除く）

時間は午前9時から午後5時まで。

#### (3) 提出場所

武雄市武雄町大字昭和1番地2

杵藤地区広域市町村圏組合 事務局総務課 電話番号 0954-23-5142

- (4) 「(3) 提出場所」へ直接持参するか、郵送にて提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限までの必着とする。

### 4 入札参加資格の確認

入札参加資格の有無については、条件付一般競争入札参加資格確認通知書により令和元年8月9日（金）までに通知する。

### 5 入札方法等

入札に関する詳細事項については、入札参加資格確認通知書により資格有の通知を受けた者に対し通知する。

### 6 入札及び契約に関する問い合わせ先

〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和1番地2

杵藤地区広域市町村圏組合 事務局総務課

TEL：0954（23）5142 / FAX：0954（23）5143

E-mail：kitosomu@star.saganet.ne.jp